# 人事院規則一―一（規則の分類） （昭和二十四年人事院規則一―一）

規則は、次のように分類する。

# 附則（平成四年一月一七日人事院規則一―一八）

##### １

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

# 附則（平成六年七月二七日人事院規則一―一九）

この規則は、平成六年九月一日から施行する。

# 附則（平成九年六月四日人事院規則一―二二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年一二月二二日人事院規則一―一―一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年三月三一日人事院規則一―一―二）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年一一月二七日人事院規則一―三一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年一〇月一日人事院規則一―四〇）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。  
ただし、第一条から第五条までの規定は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年七月二〇日人事院規則一―四九）

この規則は、平成十九年八月一日から施行する。

# 附則（平成二一年三月一八日人事院規則一―一―三）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 附則（平成二六年二月一三日人事院規則一―六〇）

この規則は、平成二十六年二月二十一日から施行する。

# 附則（平成二六年五月二九日人事院規則一―六二）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日から施行する。